



一関の文化財

補遺編



一関市



一関市教育委員会

はじめに

一関市には、この地方の歴史的・地理的背景を反映した、特色ある伝統や文化が連綿と育まれており、200件を超す国・県・市指定等文化財が所在しています。

昭和25年(1950年)に制定された文化財保護法に定める文化財とは、人が関わってできたあらゆる文化的所産のもので、創造的作品、手法や技術、事柄、環境といった人を取り巻く事象にまでおよぶものと解されています。文化財は、我が国のみならず、我々の生まれ育った郷土の歴史や文化を、正しく理解するために欠くことのできないものであり、また、将来の文化向上の礎にもなるものです。文化財を良好な形で後世へ継承することは、文化財行政に携わる者のみならず、現代に生きる我々一人ひとりの責務といえます。

平成17年9月の7市町村合併後の平成23年6月に刊行した「一関の文化財」は、市内の図書館や公民館等で多くの方にお手に取っていただき、また市のホームページで公開している電子データ版についても市内外の多くの方に閲覧していただき、大変嬉しく思っております。

本書は、平成23年9月の藤沢町との合併により引き継がれた文化財と、平成23年度以降新たに指定された文化財を、紹介するためにまとめたものです。「一関の文化財」同様に多くの方にご覧いただくことで、文化財保護や文化財愛護の推進とともに、郷土の歴史や文化を理解し、その特性を活かしたまちづくりの一助となれば望外の喜びです。

最後になりましたが、本書の刊行にあたり、ご指導・ご協力をいただきました文化財の所有者をはじめ関係機関及び関係各位に、深く感謝申し上げます。

平成26年3月

一関市教育委員会

教育長 藤 堂 隆 則

例 言

- 1 本書で取り上げた市内の文化財の指定は、次のとおりです。
 - (1) 県指定 岩手県文化財保護条例に基づき、岩手県が指定したもの
 - (2) 市指定 市町村合併に伴い、一関市指定文化財として引き継がれたもの、一関市文化財保護条例に基づき、一関市が指定したもの

- 2 文化財の種別は、「文化財保護法」第2条に記された以下の分類に基づきます。
 - (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書、考古資料、歴史資料等
 - (2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術等
 - (3) 民俗文化財 有形…無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
無形…衣食住・生業・信仰、年中行事等に関する習俗風習、
民俗芸能、民俗技術
 - (4) 記念物 遺跡…貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等
名勝地…庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等
天然記念物…動物、植物、地質鉱物
 - (5) 文化的景観 棚田、里山、用水路等
 - (6) 伝統的建造物群 宿場町、城下町、農漁村等

- 3 個人所有の物件については、氏名及び位置図への掲載を避けております。

- 4 本書に係る調査及び原稿作成にあたっては、一関市文化財調査委員及び一関市文化財調査協力員が中心となっており、編集は一関市教育委員会生涯学習文化課が行いました。

- 5 掲載内容は、平成26年2月末現在の情報です。



目 次

■県指定文化財

1	木造阿弥陀如来立像	4
2	豊吉之墓	4
3	大槻家旧蔵板木	5
4	布佐神楽	5
5	大籠のガンボクエゴノキ	6

■市指定文化財

6	木造阿弥陀如来立像	7
7	不動明王及び脇仏	7
8	三好家の甲冑	8
9	屋須弘平の遺品	8
10	浪分神社の算額5面	9
11	石塔婆（金箔押し）	9
12	芭蕉句碑	10
13	芭蕉句碑	10
14	芭蕉句碑	11
15	芭蕉句碑	11
16	芭蕉句碑	11
17	相ノ沢遺物出土包含地	12
18	漣痕化石	12
19	イチョウ	13
20	キャラボク	13
21	トチノキ	14
22	カヤ	14
23	スギ	15
24	スギ	15

■文化財の位置

文化財マップ	16
--------	----

1 岩手県指定有形文化財 木造阿弥陀如来立像

所在地 藤沢町藤沢字道場
所有者 熊野山 藤勢寺
指定年月日 昭和41年3月8日

本文化財は、恵心僧都の作といわれ、寄木造、漆仕上げ、玉眼で、像高65cm、台座61cm、船五光付です。鎌倉時代末期の作と推定されており、平安時代中・後期の調子の中に、鎌倉時代の技法がみられます。また、袈裟の衣紋は、京都にある真正極楽寺の阿弥陀像に似ているとされます。

本尊が安置されている藤勢寺は、嘉暦二年(1327)、神奈川県藤沢市の清浄光寺(通称遊行寺)末寺として遊行四代他阿呑海上人が開いたと伝えられており、藤沢町最古の寺として町名の由来となった寺ともいわれます。

由緒によれば、嘉慶元年(1387)、遊行十代元愚藤沢(五世)上人が当寺に御親教中に亡くなったため、村民が上人を偲んで八沢本郷を藤沢本郷と改めたと伝えられています。また、遊行二代尊観法親王の御巡化の際、当寺を藤沢道場と賜号されたので藤沢の名が付いたとも伝えられています。



2 岩手県指定有形文化財 豊吉之墓

所在地 一関市真柴字原下
所有者 一関市医師会
指定年月日 平成23年5月10日

本文化財は、天明5年(1785)に藩の許可を得た一関藩医16人が、処刑された賊である豊吉の死体を解剖し、長年医学の謎とされていた内臓の実体検証を行った後、丁重に葬り供養したとされる記念碑です。正面には「豊吉之墓」の文字、左側面・背面・右側面には、菊地崇徳による由緒が刻まれています。以前は現地から170m程北に位置する、旧一関藩橋田原処刑場跡地に所在していましたが、同跡地の開田に伴い、昭和42年に現在の場所へ移されました。

日本における最初の解剖は宝暦4年(1754)とされますが、東北地方においても早い段階から医学の研究がなされていたことを物語る貴重な資料です。

昭和54年4月1日に旧一関市指定有形文化財となり、平成23年5月10日に県指定となりました。



3 岩手県指定有形文化財 大槻家旧蔵板木

所在地 一関市蔵美町字沖野々(一関市博物館)
所有者 一関市
指定年月日 平成25年11月5日

本文化財は、大槻玄沢の孫である大槻文彦の家に旧蔵されていたもので、大槻玄沢著『蘭学階梯』、同『瘍医新書』、大槻玄幹著『西韻府』、大槻磐溪編『合衆国小誌』、大槻文彦著『小笠原島新誌』、同『伊香保志』の大槻家代々の著作物6種の板木132枚と、その他4枚の板木と付属品6個の計142点からなります。

中でも日本で初めての蘭学の入門書として刊行された『蘭学階梯』は、一関出身の蘭学者大槻玄沢の代表作であり、日本文化史上極めて重要な位置をしめています。板木は、題箋を含めて刊本全てが揃い、埋木をして改訂した痕跡や、発行部数の多さを物語る何層も重なった墨も残存しています。最後の蔵版書肆となった青黎閣・須原屋伊八から、明治19年(1886)に大槻家に譲られており、このことについて大槻文彦は、「開板から百年も火災にも遭わず失われなかったのは神の加護のおかげ、これを玄沢の遺品の第一とする」と、その喜びを記しています。

その他の板木も、学問の家大槻家に関わるものであり、焼損や虫損がみられるものの概ね良好な保存状態



です。板本盛行期から最末期のものまで通観できる資料として、印刷文化史上においても重要なものといえます。

平成25年1月21日に一関市指定有形文化財となり、平成25年11月5日に県指定となりました。

4 岩手県指定無形民俗文化財 布佐神楽

所在地 川崎町門崎字石蔵
所有者 布佐神楽保存会
指定年月日 平成25年4月5日

布佐神楽は、江戸時代末期の文久3年(1863)千葉菊治、鈴木門治両名の世話により、千葉忠之丞ほか17名が相川村(現一関市舞川)水上の千葉稀治、千葉作右衛門の指導により法印神楽を伝授したのが始まりとされています。その後、忠之丞が松川諏訪の法印菅野典善より法印神楽を学び倭書記神楽の巻物を授かり、今日に継承される芸風の基礎が培われました。

明治時代末期から大正時代は南部神楽の全盛時代で、布佐神楽も時代の要請に沿って当時の伝承者である千葉寿吉らが、源平盛衰記や曾我兄弟夜討などの演目を改良して取り入れ、科白(せりふ)神楽としての最盛期の活躍ぶりは地域の語り草になるほどの好評を博しました。

昭和47年には、地域の人々の協力により布佐神楽保存会を結成し、地域の祭礼における神楽の奉納はもとより、小学生や女性の後継者育成や神楽の普及にとどまらず、中国、アメリカやヨーロッパなどでの公演等、その活躍の場を世界各国へと広げ、特色ある多様な活動を行っています。



昭和53年3月27日に旧川崎村指定無形民俗文化財となり、平成25年4月5日に県指定となりました。

5 岩手県指定記念物 大籠のガンボクエゴノキ

所在地 藤沢町藤沢字沢内
所有者 個人
指定年月日 昭和51年3月23日

本樹の親木(初代ガンボクエゴノキ)は、所有者宅の南方300mの山林地内に自生していた樹木であり、1918年頃、不思議な樹形に注目した所有者の親戚が、掘り起こして現所有者宅の庭に移植したところ生育が良好であったそうです。しかしながら、1972年に枯れてしまい、現在は二代目である本樹が順調に育っています。

現在の樹高は2.5m、目通り径は0.16～0.25mです。樹齢は、根元径が0.18mであり、庭植えなので、年平均2～3mm肥大すると考えられることから、70年生前後と推定されます。

本樹は、エゴノキ(別名ジサノキ、ハギシバとも)の突然変異によって発生したもので、日本植物学の基礎を築いた1人といわれている京都大学植物学教室教授故小泉源一氏によって新変種と同定されました。1935年には、枝の折れ曲がった様が雁の群にみえることから、和名「ガンボク(=雁木)エゴノキ」(学名は「*Styrax Johoniva* S.et Z.var *zigzag* Koidz.」)と命名され、学会にも報告されています。

世界的にも珍しい木であり、文化財としてのみならず植物学においても貴重な樹木といえます。

昭和46年12月1日に旧藤沢町指定記念物となり、昭和51年3月23日に県指定となりました。



6 一関市指定有形文化財 木造阿弥陀如来立像

所在地 藤沢町保呂羽字宇和田
所有者 不退山 長徳寺
指定年月日 昭和47年3月25日

本文化財は、阿弥陀如来像であり慈覚大師の作と伝えられており、総高158cm、像高88cm、頭長14cm、髪際下の面長95cmです。鎌倉時代の作と推定されており、技法、様式ともに優れた、価値の高い彫刻だといわれています。

本尊が安置されている不退山長徳寺は、神奈川県藤沢市の時宗清浄光寺(通称遊行寺)を総本山としますが、元は玄明津師の創立した天台宗で三文寺と称し、保呂羽二本柳にありました。嘉慶二年(1388)、総本山御上人遊行一二代尊観法親王が東北地方布教遊行した際に時宗に転宗し、長徳寺と号しました。更に、葛西家臣岩渕宗貞の寄進により、現在の場所に移転再建され、山号を不退山長徳寺と改めました。

本寺には本尊のほか、脇仏として観音菩薩と勢至菩薩、不動堂に大聖不動明王、本堂の欄間には、保呂羽の青木求順により作られた天女の舞の彫刻があります。また、遊行一二代尊観法親王は九十代龜山天皇の孫子にあたるため、「菊のご紋章」が飾られています。

毎年3月第1日曜日(御縁日)には、不動尊精進講により蘇民祭が行われています。



7 一関市指定有形文化財 不動明王及び脇仏

所在地 一関市巖美町字沖野々(一関市博物館)
所有者 一関市
指定年月日 昭和47年3月25日

本文化財は、右手に剣、左手に羂索(けんじやく)を持ち、憤怒の形相で岩座(岩をかたどった台座)に立つ不動明王と、その両脇に衿羯羅童子(こんがらどうじ)、制多迦童子(せいたかどうじ)を配した三尊像です。三体共に鑄造で、本尊である不動明王像は本体に別鑄した両腕を接合し、童子は一鑄しています。いずれも簡素な造りであり、不動明王16.5cm、脇仏7.5cmの小像で、木製の厨子に納められています。

不動明王像は、岩座の上に置かれた銅製の台座に、足の裏に設えられている突起をはめ込むことで直立します。腰部に2個の小孔が穿たれているところから、鑄造当初は本像に火炎光背が直接付随していたものと思われます。現在の光背は、木製の岩座後部に木製の火炎を接合するものとなっており、像に直に接してはいません。

二体の童子の像は、股下に穿たれた小孔に、岩座から突き出した釘状の突起物をはめ込むことで固定します。

天正年間(1573~1592)に藤沢邑主岩渕近江守が寄進したとする古文書を付帯しており、近年まで黄海村(現藤沢町黄海)の修験の家に伝来していました。



8 一関市指定有形文化財 三好家の甲冑

所在地 藤沢町藤沢字仁郷(藤沢公民館)
所有者 一関市
指定年月日 平成24年6月29日

この甲冑は、紺糸威桶側胴具足(こんいとおどしおけがわどうぐそく)といわれるもので、江戸時代末期の作と考えられます。

三好家家紋の三階菱を打ち、兜、頬当、胴、草摺、籠手、袖、佩盾の一式がそろっています。

また、眉庇、吹返、胸板、脇板、佩盾に小桜革を用いていることと、家地(甲冑の裏および下地に張り付ける布)がいずれも紺地雲巻龍金襴であることから、全て制作当初のものであると思われます。入念な作りであり、更に幕末の戊辰戦争において仙台藩勤王派主導者となった藤沢町黄海出身の仙台藩士三好監物(みよしけんもつ)の居館に保管されていたことから、上級武士が使用した甲冑と推測されます。

現在は、藤沢公民館のロビーに展示されています。



9 一関市指定有形文化財 屋須弘平の遺品

所在地 藤沢町藤沢字仁郷(藤沢公民館)
所有者 一関市
指定年月日 平成24年6月29日

本文化財は、明治・大正時代に中南米で通訳や写真家として活躍した屋須弘平(やすこうへい)の遺品であり、写真店を営んでいた当時の写真撮影道具や写真、手記、書籍等181点です。

旧藤沢町出身の屋須弘平は、明治7年メキシコの金星観測隊が日本を訪れる際の通訳に選ばれたのがきっかけで、メキシコに渡った後、グアテマラで写真館を開き、同国で亡くなりました。

昭和51年に起きたグアテマラ大地震では、屋須弘平の写真館を継いだノリエガ家の本棚が倒れ、千枚にも上るガラス湿板(写真)が偶然発見されました。そのガラス湿板には、百年以上前のアンティグアの街が鮮明に映し出されており、街の復興に役立てられた後、歴史的価値が高いことから、現地の中南米歴史人類学調査センターに保管されています。

日本近代外交史における人的交流の代表的な人物ともいわれる屋須弘平の遺品は、中南米と日本近代外交を考える上でも貴重なものと考えられます。



10 一関市指定有形文化財 浪分神社の算額5面

所在地 川崎町薄衣字諏訪前
所有者 浪分神社
指定年月日 平成23年6月27日

本文化財は、市内で確認できる最古の文政5年(1822)に奉納されたものを含む5面の算額です。

岩手県内には104面の算額が現存(平成26年1月1日現在)しています。当市内には、そのうち67面の算額が所在していますが、1ヶ所に5面もの算額があるのは、この浪分神社と熊野白山滝神社(滝沢)、大門神社(花泉町)の3ヶ所だけです。

本文化財は、5面とも千葉胤秀の流れを汲むもので、奉納者は近隣の人のほか、宮城や秋田の人も含まれており、当地方の和算の広がりを示しています。

市内最古の算額が現存していることに加え、5面の算額がまとめて良好な状態で保存されていることも稀であり、和算が盛んであった当地方を代表する資料群と考えられます。



奉納年月日	奉納者(代表)	問題数	大きさ(cm)
文政5年(1822) 3月27日	関流菊池東雄門人5名	5	61.5×175
天保15年(1844) 3月27日	関流八伝 千葉雄七胤英門人ほか 4名	4	44×110
明治35年元旦	関流九伝 磐水千葉六郎胤規関 門人葛西久兵衛	7	65×192
明治38年3月27日	菊地重三郎ほか2名	3	53×123
なし	関流八伝金田栄左衛門門人小山 俊治	3	56×115

11 一関市指定有形民俗文化財 石塔婆(金箔押し)

所在地 藤沢町大籠字右名沢
(大籠キリシタン資料館)
所有者 一関市
指定年月日 平成6年6月27日

本文化財は、平成4年7月、当時の所有者宅の裏の杉山が崩落した際に、群集した状態で発見されました。

出土した10基の石塔婆全てに、金箔押しによる金装が見られます。紀年銘があるものは、文明3年(1471)とある1基のみですが、全ての石塔婆の種子の書体から、10基ともほぼ同時代の15世紀後半の建碑と考えられます。

大きさは、高さ46~71cm、幅15~28cm、厚さ4~15cmです。

10基中2基は、前例がない「無刻金所板碑」(石面に直接漆の下地を塗り、金箔を押したものと推測されるとともに、薬師如来種子のみが金箔で押されている以外は、刻字が一切ありません。このことは、石面に金または墨で直接書き、文字を彫らない石塔婆の形式と捉えることができます。

現存する金装が残る石塔婆は、貴重と考えられます。



12～16 一関市指定記念物

芭蕉句碑

指定年月日 昭和47年3月25日

12 所在地 藤沢町藤沢字早道
所有者 松尾山 円融寺

春もや、景色ととのふ 月と梅

この句は、芭蕉句集「続猿蓑集」巻の下に収められており、空の月もおぼろにうるんで春めいた趣になり、地の梅もつぼみがほころんで、今年の春もようやく春の様子がととのい、春らしくなってきたことを詠んだ句です。

句碑については、円融寺三十三代住職永応和尚が文化元年(1804)に建立しました。石碑の大きさは、句の刻印部分を正面として、高さ138cm、幅30cm、厚さ30cmです。永応和尚は、藤沢が生んだ俳人高橋東皐の高弟で、俳号は釣雲堂月蹠と称しまし

た。裏側には、漢文で人生訓十徳が刻まれています。

永応和尚の師である高橋東皐は、与謝蕪村の門に入り、俳諧人としての才能を高く評価され「春星」の俳号を贈られた人物です。俳句と書道で非凡な才能を発揮し、数多の弟子たちが彼を慕って集まり、その数は千を超えていたといわれています。

建立されてから二百十数年、苔むしたその姿は、藤沢地域の歴史を伝える貴重な文化財です。



13 所在地 藤沢町大籠字下野在家
所有者 神明社

蓬萊に 聞ばや伊勢の 初便り はせを

この句は、芭蕉句集「炭俵」上巻に収められており、正月がきて床の間には蓬萊が飾ってあり、めでたいうちに厳粛な気分である。この蓬萊を前にして、伊勢神宮のある伊勢から今年の初便りを聞きたいものだ」と詠んだ句です。

句碑については、建立年月が無く、句とともに刻まれている「大柄堂 杢人」が誰かも明らかではありません。ただし、近くは大柄沢という地名があり、「杢人」は当時この地域で活躍していた樵耕堂(佐藤源十郎)という俳諧師のことで、この人物が中心となり文政9年(1826)頃に建立したのではないかという説があります。石碑の大

きさは、句の刻印部分を正面として、高さ140cm、幅28cm、厚さ19cmです。

句碑を所有する神明社は、伊勢神宮から天照皇大神宮が分霊され、鎮座しており、大籠村時代には村社として人々から崇拝されていました。

昭和20年頃氏子一同が、神社周辺を清掃整備しているときに、木の葉と土に埋もれていた石を掘り起こし、土や苔を払い落とし、丁寧に水洗いをしたら、それがこの句碑でした。その後、藤沢町内で5番目に発見された芭蕉の句碑として、文化財指定を受けました。



14 所在地 藤沢町大籠字下野在家
所有者 個人

風流の 始や奥の 田植うた

この句は、「おくのほそ道」に出てくる句で、芭蕉が弟子曾良を伴い、みちのくへ吟行の旅に赴き、白河の関を越えて須賀川の俳諧師等躬のもとへ立ち寄った元禄2年(1688)4月22日に、そこで開かれた句会で挨拶代わりに詠んだといわれています。

句碑が建てられた場所は、当時大籠村一番の水田地帯でした。文政八年(1825)、今から約180年前、現在の所有者の先祖、含徳、柳徳親子が中心となって、5人の風流の道を志す人達を誘い、この句碑を建てたといわれています。建立の5人はいずれ

も、高橋東臯を師と仰ぐ俳諧同人の仲間でした。石碑の大きさは、句の刻印部分を正面として、高さ150cm、幅40cm、厚さ53cmです。

句碑の裏側には、「白雉山(保呂羽山)江一里二十六丁(約6,700m)」と里程が標されています。また、昔句碑の所有者宅では、旅人に一夜の宿を提供したことから、今でも地元では親しみをこめて、この家の屋号を宿屋敷と呼んでいます。

句が刻まれた石材もまた、風流を存分に感じさせる逸物といえます。



15 所在地 藤沢町保呂羽字大宝城
所有者 個人

梅が春に のっと日が出る 山路かな 處どころに 雉子の啼たつ

この句は、芭蕉句集「炭俵」の中の著名な句で、芭蕉と江戸の門人志太野坡との水入らずの両吟で、元禄七年(1694)春の作です。まだ夜の明けぬうちに、山路にかかって歩いていると、どこからか梅の香が漂ってきた。早春のことであり、ことに夜明け時のことだから、余寒が頬に冷たく、あたりは清冷な気に満ちている。おりしも、かなたに雲をわけて、朝日がのっとさし出た情景を詠んだ句です。

句碑は、保呂羽地内で俳句活動をしている高橋東臯の愛弟子秋富、桂林が中心となり建てました。石碑の大きさは、句の刻印部

分を正面として、高さ120cm、幅29cm、厚さ33cmです。

保呂羽にある芭蕉の句碑は、いずれも雉を詠み込んだ句が選ばれています。保呂羽で暮らしている人々にとっては、雉との関わりは深いものがあります。例えば、保呂羽山は別名白雉山と呼ばれていますし、地域の真ん中を流れる清流は雉子(きぎす)川と呼び親しまれています。また、保呂羽の里は四季を通じて、雉の鳴き声が絶えることはありません。



16 所在地 藤沢町保呂羽二本柳
所有者 個人

雲雀啼く 中のひょうしや 雉子の聲

この句は、芭蕉句集「猿蓑集」巻の四に収められており、春の日がうらうらと照り、空にはひばりが無心に鳴きつづけている。そのひばりの鳴き声に拍子を入れるように、地上では時折、雉が鋭い鳴き声を立てる情景を詠んだ句です。

句碑は、保呂羽の青木求順が文政4年(1821)1月、俳諧の師匠高橋東臯の三回忌を記念して建立したもので、保呂羽山の中腹にある天神社境内の中に設置されています。大きさは、高さ160.8cm、幅90.3cmで、岩手県内に約50あるといわれている芭蕉の句碑の中では最大級の大き

さと考えられます。

青木求順は、高橋東臯の筆頭格の高弟で、俳号は柳郊と名乗りました。本業の医師を勤めながら、俳諧、書道、絵画、彫刻など多岐にわたって活躍し、優れた作品を多く残している人物であり、なおかつ偉大な歴史家でもあったといわれています。

また、句碑の別面には、保呂羽神社と日本書紀に係わる記述が430文字の漢文で「思古碑」として刻まれています。



17 一関市指定記念物 相ノ沢遺物出土包含地

所在地 藤沢町黄海字深田和
所有者 個人
指定年月日 昭和47年3月25日

本文化財は、縄文時代後期・晩期及び弥生時代の三期にわたる土器、石器の包含地です。ここから出土した土器や石器は、器形の変遷、焼成及び製作上の技法等の発達と時代的な特徴の変化を知る上で、貴重な資料です。

この遺跡(埋蔵文化財包蔵地)は、藤沢町の西部、北上山地の丘陵地にあり、畑地の土地改良のため、平成7、8年度に調査が行われました。調査区は、南西に向かって低くなる斜面で、大部分は捨て場(ゴミ等を捨てる場所)であり、主に人が住んでいた場所は調査区の外の北東側の平らな場所で、調査区であった斜面にゴミや土を投げ捨てていたと考えられます。捨て場は最も深いところで1m程の深さがあり、土器や石器の生活道具のほか、土偶や土製の仮面、石棒、石刀等が出てきました。注目されるのは高さ21cmの大形の土偶がほぼ完全な形で出土したことで、この土偶は現在岩手県教育委員会で保管されています。

また、調査区からは墓と思われる穴も沢山見つかって



おり、捨て場がゴミ捨て場だけでなく、この世で役目を終えたものや、人を送る場所であったことも推察されます。

18 一関市指定記念物 漣痕化石

所在地 藤沢町大籠字中鈴根(旧大籠小学校下)
所有者 国土交通省
指定年月日 昭和42年8月3日

本文化財は、今から1億8千年前の中生代三畳紀に、海岸の浅水底の上にてきた、さざ波の跡がその上に堆積した泥土などの重みで、長い年月を経て石化した化石です。

その後、地殻変動(大谷造山運動)で地層が褶曲・隆起し、陸化した後、浸食や風化作用により上部の堆積物が除かれた結果、地表にその姿を現したと考えられます。

三畳系稲井層群海成層で、頁岩と砂岩との間にこの化石はできています。穏やかな浅海のさざ波によってできた砂の波状型が、そのまま石化したものとして、堆積当時の環境を推定するための地質学上貴重な資料です。このような文化財は、北上山地の三畳系(三畳紀に形成された地層)の中には、あまり例をみません。

指定範囲は旧大籠小学校から下流300mで、現在も天気の良いく水量の少ない日であれば、大籠川河床で観察することが可能です。



19 一関市指定記念物 イチヨウ

所在地 藤沢町黄海字小日形
所有者 個人
指定年月日 昭和47年3月25日

本樹は、側面の枝がおびただしく派生し、太い樹幹と枝分かれ部分に、長さ1.5m前後の大小200余を数える柱瘤があります。雌株の木であり、毎年多くの実がなり、また枝張りも良い樹です。乳頭は、乳不足の女性の祈念を受け、切られたといわれています。また、東側の主枝は、昭和22年9月の台風で折損しています。

指定当時、樹高は45m、目通り径は2.26mで、樹齢は約500年と推定されました。

本樹の南には、棟札によると明暦年間(1655~1658)に造られた雲南神社もあり、本樹はその開田の際に祀られたといわれています。

昭和46年9月22日の岩手県の天然記念物調査によれば、目通り径は県下10番であり、樹高は県下最大という結果でした。



20 一関市指定記念物 キャラボク

所在地 藤沢町大籠字青松
所有者 個人
指定年月日 昭和53年11月6日

本樹は、同地にある一関市指定記念物「トチノキ」と共に「大籠の製鉄の祖」と称される千松大八郎、小八郎兄弟が植えたといわれています。

指定当時、樹高は15m、目通り径は1.2mで、樹齢は約480年と推定されました。

キャラボクは、別名ヒロハイチイともいい、イチイの変種として位置づけられています。幹の伏臥斜上する樹型を示すものを指す母種のイチイは、直立幹で高木となり、葉の付き方が枝に2列に着生することが多くあります。

樹勢は良好で、同属のイチイ(オンコ)とは異なる業状を呈し、見事な樹形の老木です。



21 一関市指定記念物

トチノキ

所在地 藤沢町大籠字青松
所有者 個人
指定年月日 昭和53年11月6日

本樹は、同地にある一関市指定記念物「キアラボク」と共に、「大籠の製鉄の祖」と称される、千松大八郎、小八郎兄弟が植えたといわれています。

指定当時、樹高は15m、目通り径は1.5mで、樹齢は約480年と推定されました。

トチノキは、一般的にカツラ、サワグルミなどの湿潤地を好む植物と群落を構成するものですが、旧家の屋敷地内にあるということは、種子を備荒用として用いていたことも想像されます。

樹勢は良く、果実も沢山実り見事な樹形の老木です。



22 一関市指定記念物

カヤ

所在地 藤沢町保呂羽字登戸沢
所有者 個人
指定年月日 昭和53年11月6日

本樹は、地上1mのところから7本に枝分れして杯状に育ち、枝張りは40mにもおよぶ大樹の老古木です。果実採取のために、植えられたものと考えられます。

指定当時の樹高は10m、目通り径は2mです。樹齢は現在の根元径が1.66mであり、普通用土に生育しているので、年平均2~3mm肥大するものと考えられることから、550年生前後と推定されます。

樹勢は、枝が良く伸び、実も良くつけ、旺盛です。



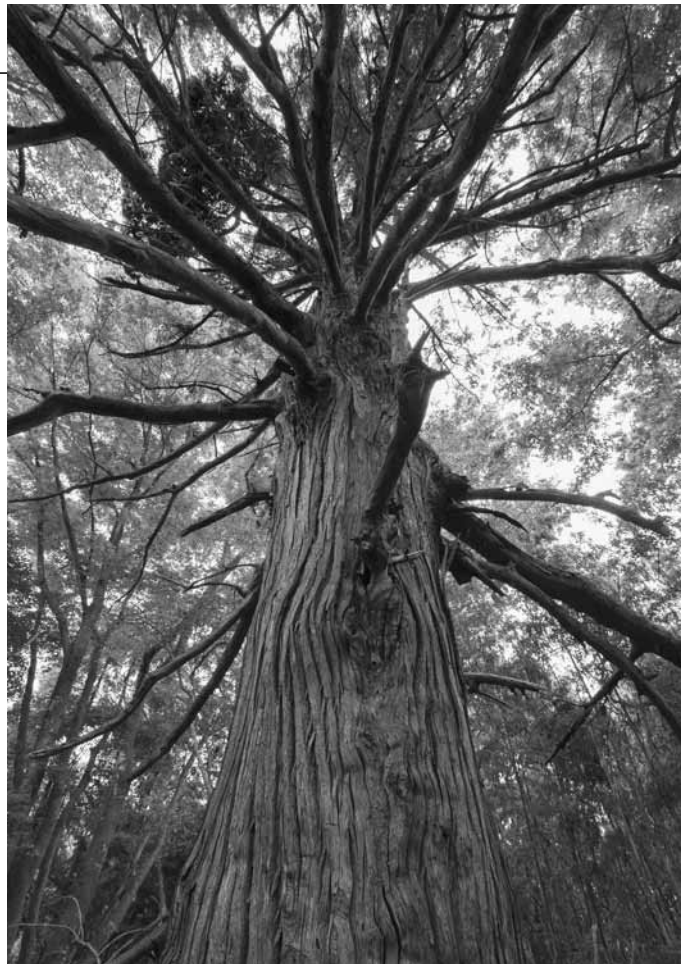
23 一関市指定記念物 スギ

所在地 藤沢町黄海字深堀
所有者 個人
指定年月日 昭和53年11月6日

本樹は、指定当時黄海城(深堀館)本丸の杉、別名「館の一本杉」とも称され、城跡高台の独立樹で、眺望絶景の地に生え、四方を睥睨するかのように生育していました。現在では周辺木々の成長に紛れ、遠目からの確認は困難となりましたが、本丸跡まで足を運び間近からの眺めは、一際風格の高い老杉です。

指定当時、樹高は20m、目通り径は1.6mで、樹齢は約500年と推定されました。

落雷によると思われる、縦の割れ目が確認できます。



24 一関市指定記念物 スギ

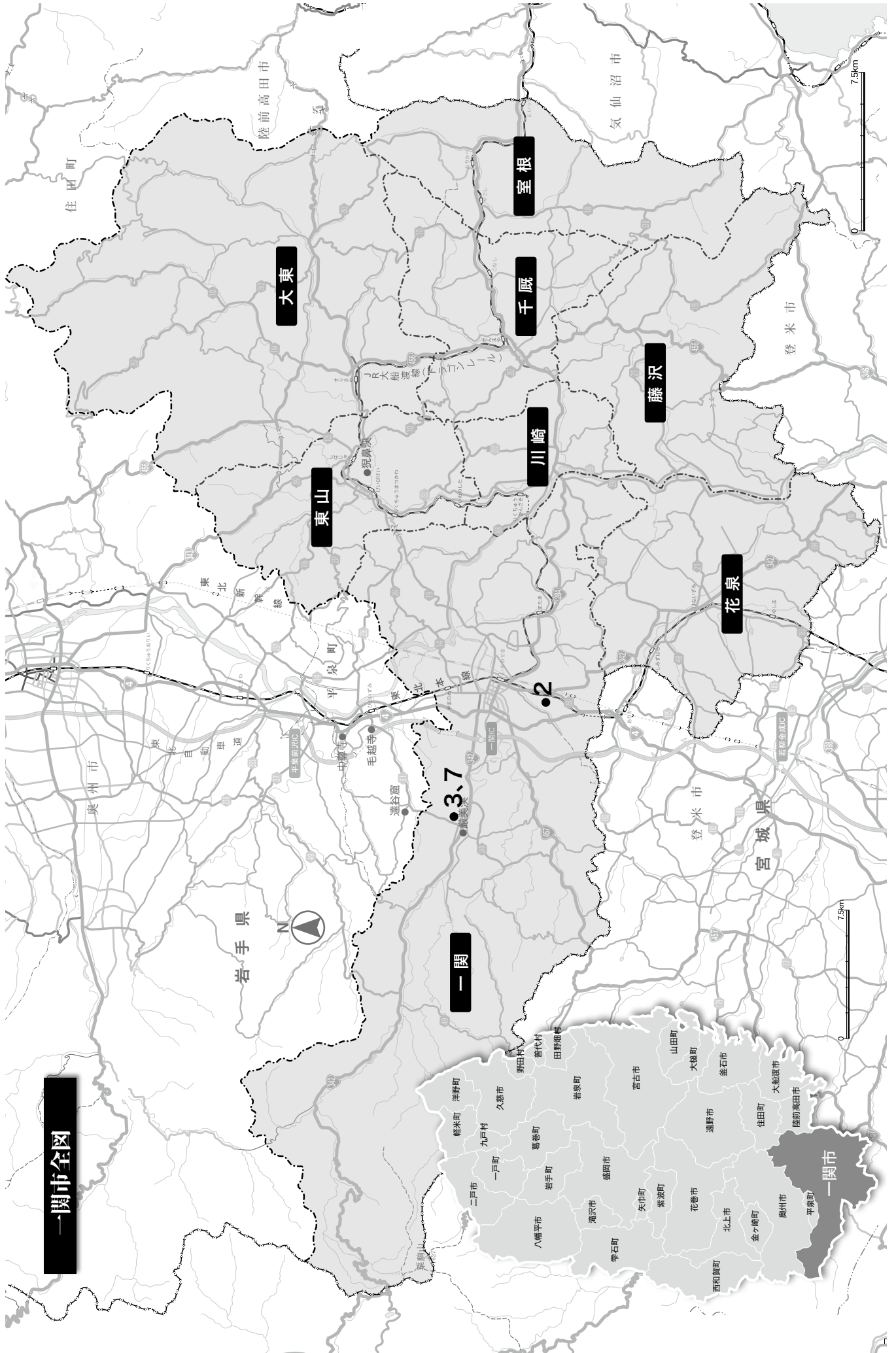
所在地 藤沢町黄海字町裏
所有者 個人
指定年月日 昭和53年11月6日

本樹は、黄海側右岸堤防の上であり、通称「一本杉」として知られています。根元には、大きな空洞が確認できます。

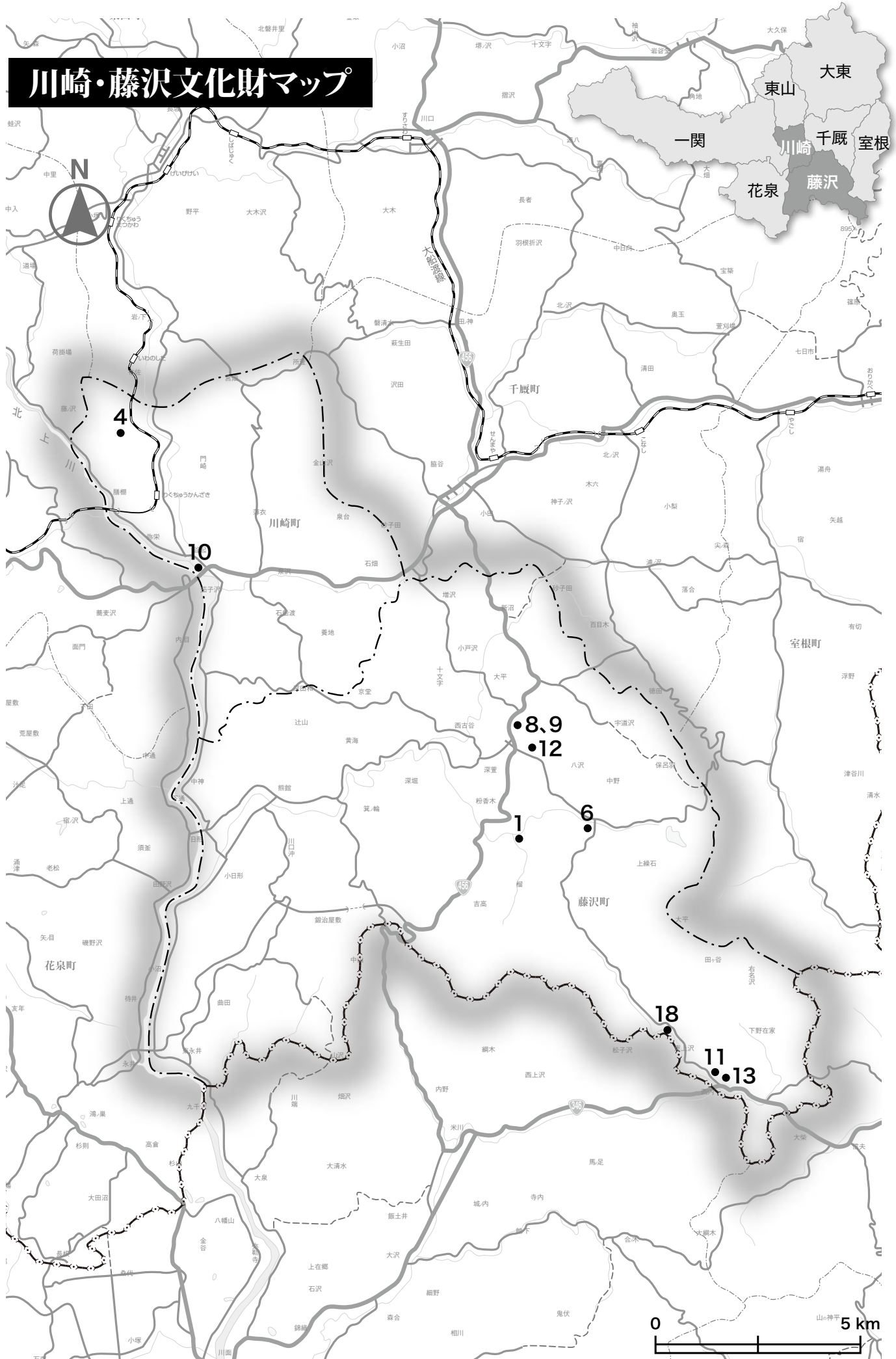
指定当時、樹高は28m、目通り径は2mで、樹齢は約700年と推定されました。

安永風土記によると藤沢から金沢通路の路線の象徴木であり、また、言い伝えによると寛政3年(1791)10月の大洪水(俗称「二日町流れ」)で流出せず、洪水の前は二日町町頭を表徴する木だったといわれています。





川崎・藤沢文化財マップ



一関の文化財 補遺編

平成26年3月24日 発行

発行・編集 一関市教育委員会
〒021-8503
岩手県一関市竹山町7-2
TEL.0191-21-2111(代)

印 刷 川嶋印刷株式会社
〒029-4194
岩手県西磐井郡平泉町平泉字佐野原21
TEL.0191-46-4161(代)